

各種届出等の書類における押印廃止について

標記については、厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い、押印が不要となりましたのでお知らせします。

なお、現在使用している届出等は当面の間使用できますので「印」があっても押印不要です。

従来どおり押印を必要とする書類は次のとおりです。

自己申告書様式(4-1①)

本来的な国民健康保険の対象者であることの申告書(様式4-1②)

退職証明書(様式4-3①)

被保険者証紛失届(様式4-8)

被保険者証再交付申請書(様式4-9)

高齢受給者証再交付申請書(様式4-10)

高齢受給者証紛失届(様式4-11)

家族被保険者資格取得調書(様式4-15)

介護保険被保険者適用除外該当・非該当届(様式4-18)

人身事故証明書入手不能理由書(様式7-6)

念書(様式7-7)

誓約書(様式7-8)

医療費貸付金借用証・医療費資金貸付金償還金領収証(様式8-4④)

出産費資金貸付借用証・出産資金貸付金償還領収証(様式8-7③)

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書